

|    |     |    |
|----|-----|----|
| FP | 1 級 | 応用 |
|----|-----|----|

## 2025年 5月試験 ファイナンシャル・プランニング技能検定

# 1 級 学科試験

### <応用編>

|        |      |   |   |
|--------|------|---|---|
| 実施日① ◆ | 年    | 月 | 日 |
| 実施日② ◆ | 年    | 月 | 日 |
| 実施日③ ◆ | 年    | 月 | 日 |
| 試験時間 ◆ | 150分 |   |   |

#### ★ 注 意 ★

1. 受検する科目の問題用紙と解答用紙が正しく配付されているかどうかを確認し、誤った用紙が配付されている場合は挙手してください。「問題用紙左上部の科目の略称」と「解答用紙左上部の科目の略称」の一致を確認してください。
2. 本試験の出題形式は、5 題（15問）です。
3. 筆記用具、計算機（プログラム電卓等を除く）の持込みが認められています。
4. 試験問題については、特に指示のない限り、法令基準日（1月～5月は前年4月1日、6月～12月はその年4月1日）現在において施行の法令等に基づいて解答してください。東日本大震災の被災者等に対する各種特例等については考慮しないものとします。
5. 試験時間中は、乱丁・落丁、印刷不鮮明に関する質問以外はお受けできません。
6. 不正行為があったときは、すべての解答が無効になります。
7. 解答用紙の注意事項を必ずお読みください。
8. その他、試験監督者の指示に従ってください。
9. 各問の問題番号は、「基礎編」（50問）からの通し番号になっています。

#### 《退出時の注意事項》

- ▶ 試験開始後60分経過した時点で退出できます。退出をする場合には、試験監督者に解答用紙を必ず手渡してください。問題用紙はお持ち帰りください。
- ▶ 試験終了時間10分前からは退出できません。試験終了後、試験監督者が解答用紙を回収しますので、着席したままお待ちください。

【第1問】 次の設例に基づいて、下記の各問（《問51》～《問53》）に答えなさい。

《設 例》

X株式会社（以下、「X社」という）の役員であるAさん（63歳）は、妻Bさん（52歳）との2人暮らしである。Aさんは、65歳以降もこれまでと同様にX社の役員として勤務を継続するか、65歳でX社を退職して再就職はせず、実家の畑で妻Bさんと野菜作りを楽しみながら過ごすか悩んでおり、65歳以降の社会保険の取扱いや年金の受給額について知りたいと思っている。

そこで、Aさんは、ファイナンシャル・プランナーのMさんに相談することにした。Aさんおよび妻Bさんに関する資料は、以下のとおりである。

〈Aさんおよび妻Bさんに関する資料〉

(1) Aさん（本人）

- 1961年11月20日生まれ
- 公的年金の加入歴

1981年11月から1984年3月までの大学生であった期間（29月）は国民年金に任意加入していない。

1984年4月から現在に至るまで厚生年金保険の被保険者である（厚生年金基金の加入期間はない）。

- 全国健康保険協会管掌健康保険の被保険者である。

(2) Bさん（妻）

- 1972年10月21日生まれ
- 公的年金の加入歴

1992年10月から1995年3月までの大学生であった期間（30月）は国民年金の第1号被保険者として保険料を納付している（付加保険料は納付していない）。

1995年4月から2002年3月まで厚生年金保険の被保険者である（厚生年金基金の加入期間はない）。

2002年4月から現在に至るまで国民年金の第3号被保険者である。

- 全国健康保険協会管掌健康保険の被扶養者である。

※ 妻Bさんは、現在および将来においても、Aさんと同居し、Aさんと生計維持関係にあるものとする。

※ Aさんと妻Bさんは、現在および将来においても、公的年金制度における障害等級に該当する障害の状態にないものとする。

※ 上記以外の条件は考慮せず、各問に従うこと。

《問51》 Mさんは、Aさんに対して、65歳以降もX社で働く場合の社会保険の取扱いや在職老齢年金について説明した。Mさんが説明した以下の文章の空欄①～⑥に入る最も適切な数値を、解答用紙に記入しなさい。なお、問題の性質上、明らかにできない部分は「□□□」で示してある。

I. 〈社会保険の取扱い〉

「Aさんが65歳以降も現在の勤務形態でX社での勤務を継続する場合、厚生年金保険では（ ① ）歳になるまで被保険者となり、全国健康保険協会管掌健康保険では（ ② ）歳になるまで被保険者となります。ただし、Aさんが（ ③ ）歳になると、国民年金の第2号被保険者ではなくなるため、妻Bさんは、第1号被保険者として、□□□歳になるまで国民年金の保険料を納付することになります。

また、Aさんが65歳になると、公的介護保険の第1号被保険者となり、社会保険の保険料の納付方法が一部変わります。健康保険の保険料（一般保険料）や厚生年金保険の保険料は、65歳以降も給与等から差し引かれますが、公的介護保険の保険料は、原則として、Aさんが受給する公的年金から特別徴収されます。ただし、公的年金の年間受給額が（

④ ）万円未満である場合や繰下げ待機期間中である場合等には、納付書や口座振替により納付する普通徴収となります」

II. 〈在職老齢年金〉

「65歳以上の厚生年金保険の被保険者に支給される老齢厚生年金は、その受給権者の老齢厚生年金の報酬比例部分の額に基づく基本月額と総報酬月額相当額との合計額が支給停止調整額を超える場合、報酬比例部分の額の一部または全部が支給停止となります。総報酬月額相当額とは、受給権者である被保険者の標準報酬月額とその月以前の1年間の標準賞与額の総額を12で除して得た額との合計額です。

標準報酬月額は、7月1日において厚生年金保険の被保険者である場合、原則として、定時決定で決まり、毎年□□□月から（ ⑤ ）月までの間に受けた報酬月額の平均を、厚生年金保険法の標準報酬月額等級表に当てはめて、その年の9月から翌年8月までの標準報酬月額とします。標準賞与額は、年3回以下で支給される賞与額の1,000円未満を切り捨てた金額で、厚生年金保険の標準賞与額の上限は、1月につき（ ⑥ ）万円です。

老齢厚生年金は、その支給を繰り下げることによって年金額を増額することができます。ただし、繰下げ待機期間中に在職している場合、在職老齢年金の仕組みにより支給停止となる部分の金額については増額の対象となりません」

《問52》 Aさんが、65歳以降も厚生年金保険の被保険者としてX社で勤務する場合、Aさんが原則として65歳から受給することができる公的年金の老齢給付について、次の①および②に答えなさい。〔計算過程〕を示し、〈答〉は円単位とすること。また、年金額の端数処理は、円未満を四捨五入すること。

なお、計算にあたっては、下記の〈条件〉に基づき、年金額は2024年度価額（※参考：老齢基礎年金の満額：816,000円、子の加算：2人目まで234,800円、3人目以降78,300円）、在職老齢年金による支給調整は2025年度価額の支給停止調整額に基づいて計算するものとし、在職定時改定は考慮しないものとする。

- ① 老齢基礎年金の年金額はいくらか。  
② 在職老齢年金による支給調整後の老齢厚生年金の年金額（本来水準による価額）はいくらか。

〈条件〉

- (1) 厚生年金保険の被保険者期間（65歳到達時）
- 総報酬制導入前の被保険者期間：228月
  - 総報酬制導入後の被保険者期間：283月
- (2) 平均標準報酬月額および平均標準報酬額（65歳到達時、2024年度再評価率による額）
- 総報酬制導入前の平均標準報酬月額：380,000円
  - 総報酬制導入後の平均標準報酬額：490,000円
- (3) 報酬比例部分の給付乗率
- 総報酬制導入前の乗率：1,000分の7.125
  - 総報酬制導入後の乗率：1,000分の5.481
- (4) 経過的加算額

$$1,701円 \times \frac{\text{被保険者期間}}{\text{の月数}} - \square\square\square円 \times \frac{1961年4月以後で20歳以上60歳未満の厚生年金保険の被保険者期間の月数}{480}$$

※「□□□」は、問題の性質上、伏せてある。

- (5) 加給年金額  
408,100円（要件を満たしている場合のみ加算すること）
- (6) 総報酬月額相当額  
530,000円

《問53》 Mさんは、Aさんに対して、65歳でX社を退職した場合の公的医療保険について説明した。Mさんが説明した以下の文章の空欄①～⑥に入る最も適切な語句または数値を、解答用紙に記入しなさい。

「Aさんが65歳でX社を退職し、再就職をしない場合、Aさんが被扶養者とならない限り、全国健康保険協会管掌健康保険の任意継続被保険者となるか、国民健康保険の被保険者となるかのいずれかを選択することになります。

全国健康保険協会管掌健康保険の任意継続被保険者となるためには、原則として、退職日まで継続して（ ① ）カ月以上の被保険者期間があり、退職日の翌日から（ ② ）日以内に、Aさんの住所地を管轄する全国健康保険協会の都道府県支部に資格取得の申出を行う必要があります。また、任意継続被保険者として加入を継続することができる期間は、最長（

③ ）年間であり、保険料は全額が自己負担となります。なお、任意継続被保険者の保険料は、将来の一定期間について前納することができ、前納した保険料については、前納に係る期間の最初の月から各月までのそれぞれの期間に応じて複利現価法による年（ ④ ）％の割引があります。また、前納に係る期間が経過する前に任意継続被保険者の資格を喪失した場合は、所定の手続により、前納した保険料のうち未経過期間に係るものの還付を受けることができます。

国民健康保険の被保険者となる場合は、原則として、退職日の翌日から（ ⑤ ）日以内に、Aさんの住所地の市町村（特別区を含む）で手続をする必要があります。保険料は、各市町村（特別区を含む）の条例により、均等割、平等割、（ ⑥ ）割、資産割の一部または全部の組合せによって決定されます」

【第2問】 次の設例に基づいて、下記の各問（《問54》～《問56》）に答えなさい。

《設 例》

Aさん（30歳）は、上場株式と公募株式投資信託への投資を行いたいと考えている。Aさんは、上場株式についてはX社株式（東京証券取引所上場銘柄）に興味を持ち、公募株式投資信託については投資信託Yと投資信託Zの購入を考えている。

そこで、Aさんは、ファイナンシャル・プランナーのMさんに相談することにした。

〈X社の財務データ〉（単位：百万円）

|                 |               | 2025年3月期 |
|-----------------|---------------|----------|
| 資 産 の 部 合 計     |               | 573,200  |
| 内<br>訳          | 流 動 資 産       | 414,000  |
|                 | 固 定 資 産       | 159,200  |
| 負 債 の 部 合 計     |               | 122,000  |
| 内<br>訳          | 流 動 負 債       | 110,000  |
|                 | 固 定 負 債       | 12,000   |
| 純 資 産 の 部 合 計   |               | 451,200  |
| 内<br>訳          | 株 主 資 本 合 計   | 426,200  |
|                 | その他の包括利益累計額合計 | 23,800   |
|                 | 非 支 配 株 主 持 分 | 1,200    |
| 売 上 高           |               | 509,000  |
| 売 上 総 利 益       |               | 201,000  |
| 営 業 利 益         |               | 51,200   |
| 営 業 外 収 益       |               | 1,400    |
| 内<br>訳          | 受 取 利 息       | 350      |
|                 | 受 取 配 当 金     | 500      |
|                 | そ の 他         | 550      |
| 営 業 外 費 用       |               | 470      |
| 内<br>訳          | 支 払 利 息       | 320      |
|                 | そ の 他         | 150      |
| 経 常 利 益         |               | 52,130   |
| 親会社株主に帰属する当期純利益 |               | 37,080   |
| 配 当 金 総 額       |               | 9,270    |

〈投資信託Y・投資信託Zの予想収益率〉

|       | 生起確率 | 投資信託Yの<br>予想収益率 | 投資信託Zの<br>予想収益率 |
|-------|------|-----------------|-----------------|
| シナリオ1 | 50%  | 12%             | 8%              |
| シナリオ2 | 30%  | 6%              | 12%             |
| シナリオ3 | 20%  | △4%             | △8%             |

※ 上記以外の条件は考慮せず、各問に従うこと。

《問54》 《設例》の〈X社の財務データ〉に基づいて、Mさんが、Aさんに対して説明した以下の文章の空欄①～⑤に入る最も適切な数値を、解答用紙に記入しなさい。なお、計算結果は表示単位の小数点以下第3位を四捨五入し、小数点以下第2位までを解答すること。

I. 〈ROE、サステイナブル成長率〉

「X社のROEは（ ① ）％です。ROEは、株主が出資した資金で企業がどれだけの利益を上げたのかを示す指標であり、一般に、この数値が高いほど資本効率性が高いと判断されます。また、サステイナブル成長率は、内部留保のみを事業に再投資すると仮定した場合に期待される成長率であり、X社のサステイナブル成長率は（ ② ）％です」

II. 〈財務の安全性を測る指標〉

「X社の流動比率は（ ③ ）％です。一般に、流動比率が高いほど短期的な債務の返済能力が高いとされています。一方、X社の固定比率は35.38％、固定長期適合率は（ ④ ）％です。固定比率は100％以下が望ましいとされますが、仮に、100％を超えていたとしても、固定長期適合率が100％以下であれば、通常、財務の安全性に大きな問題があるとは思えません。固定長期適合率が100％を大きく超える場合には、財務の安全性に問題がある可能性があります。設備投資額が大きい製造業などでは、水準が高めになる傾向があります。

また、X社のインタレスト・カバレッジ・レシオは（ ⑤ ）倍です。この数値が高いほど金利負担の支払能力が高く、財務に余裕があることを示しますが、同業他社と比較することをお勧めします。また、単年の数値だけでなく、過去のトレンドを把握することで、財務体質が悪化しているか否かを判断することが大切です」

《問55》 Mさんは、Aさんに対して、株式取引の方法等について説明した。Mさんが説明した以下の文章の空欄①～⑥に入る最も適切な語句または数値を、解答用紙に記入しなさい。なお、問題の性質上、明らかにできない部分は「□□□」で示してある。

I. 〈東京証券取引所における株式取引〉

「東京証券取引所における株式の売買立会は、午前立会（前場）と午後立会（後場）に分けられ、その立会時間は、2024年11月5日以降、前場は午前9時から午前11時30分まで、後場は午後0時30分から午後（ ① ）までとされています。また、午後立会終了時の売買において、クロージング・オークションが導入されており、（ ② ）の終了時から（ ③ ）分間の注文受付時間（プレ・クロージング）が設けられ、午後（ ① ）に板寄せが行われます。プレ・クロージング中は、売買は成立しませんが、新規の発注や既存注文の変更・取消し（執行条件の変更を除く）は可能です。

株式の基本的な注文方法には（ ④ ）注文と指値注文があり、（ ④ ）注文は、希望する売買価格を指定せず、希望する銘柄、売り買いの別および数量を指定して注文する方法です。なお、売買立会による売買は、個別競争売買により行われ、立会開始時や立会終了時などでは板寄せ方式により、立会開始時や立会終了時、プレ・クロージングを除く立会では、原則として、（ ② ）方式により売買が成立します」

II. 〈公募株式投資信託の収益分配金および譲渡益への課税〉

「公募株式投資信託の収益分配金は、分配落ち後の基準価額が分配落ち前の個別元本を上回る場合、すべて（ ⑤ ）となりますが、分配落ち後の基準価額が分配落ち前の個別元本を下回る場合は、収益分配金のうち個別元本を下回る部分に対応する部分が□□□となります。なお、公募株式投資信託の収益分配金を特定口座（源泉徴収あり）に受け入れた場合、他の取引等を考慮しなければ、（ ⑤ ）の□□□%相当額が所得税および復興特別所得税、住民税の合計として源泉徴収等されます。

また、下記の〈条件〉に基づき、特定口座（源泉徴収あり）で購入した公募株式投資信託（400万口）をすべて解約した場合、他の取引等を考慮しなければ、その譲渡益に対し、所得税および復興特別所得税、住民税の合計で（ ⑥ ）円が源泉徴収等されます」

〈条件〉

- ・購入時の基準価額：12,500円
- ・購入時手数料：購入時の基準価額の2.2%（税込）
- ・買付口数：400万口
- ・解約時の基準価額：15,000円

※ 上記の基準価額および手数料は、1万口当たりの金額である。

※ 購入時から解約時まで収益分配金は受け取っていないものとする。

※ 解約時、基準価額からその0.5%が信託財産留保額として差し引かれる。

※ 上記以外の条件は考慮しないものとする。

《問56》 《設例》の〈投資信託Y・投資信託Zの予想収益率〉に基づいて、次の①および②に答えなさい。〔計算過程〕を示し、〈答〉は表示単位の小数点以下第3位を四捨五入し、小数点以下第2位までを解答すること。

- ① 投資信託Yと投資信託Zを6：4の割合で組み入れたポートフォリオの期待収益率はいくらか。
- ② 投資信託Yと投資信託Zを6：4の割合で組み入れたポートフォリオの標準偏差はいくらか。

【第3問】 次の設例に基づいて、下記の各問（《問57》～《問59》）に答えなさい。

《設 例》

製造業を営むX株式会社（資本金10,000千円、青色申告法人、同族会社かつ非上場会社で株主はすべて個人、租税特別措置法上の中小企業者等に該当し、適用除外事業者ではない。以下、「X社」という）の2025年3月期（2024年4月1日～2025年3月31日。以下、「当期」という）における法人税の確定申告に係る資料は、以下のとおりである。

〈X社の当期における法人税の確定申告に係る資料〉

1. 減価償却費に関する事項

当期における減価償却費は、その全額について損金経理を行っている。このうち、器具備品の減価償却費は2,000千円であるが、その償却限度額は1,800千円であった。一方、建物の減価償却費は4,500千円で、その償却限度額は4,800千円であった。なお、当該建物について前期からの繰越償却超過額が500千円ある。

2. 役員給与に関する事項

当期において、代表取締役であるAさんが所有する時価20,000千円（取得価額23,000千円）の土地を25,000千円で買い取った。なお、X社は、この土地の売買に係る事前確定届出給与に関する届出書は提出していない。

3. 交際費等に関する事項

当期における交際費等の金額は19,700千円で、全額を損金経理により支出している。このうち、参加者1人当たり10千円以下の飲食費が1,200千円含まれており、その飲食費を除いた接待飲食費に該当するものが16,800千円含まれている（いずれも得意先との会食によるもので、専ら社内の者同士で行うものは含まれておらず、所定の事項を記載した書類も保存されている）。その他のものは、すべて税法上の交際費等に該当する。

4. 税額控除に関する事項

当期における「給与等の支給額が増加した場合の法人税額の特別控除」に係る税額控除額が280千円ある。

5. 「法人税、住民税及び事業税」等に関する事項

(1) 損益計算書に表示されている「法人税、住民税及び事業税」は、預金の利子について源泉徴収された所得税額40千円・復興特別所得税額840円および当期確定申告分の見積納税額6,500千円の合計額6,540,840円である。なお、貸借対照表に表示されている「未払法人税等」の金額は6,500千円である。

(2) 当期中に「未払法人税等」を取り崩して納付した前期確定申告分の事業税（特別法人事業税を含む）は1,220千円である。

(3) 源泉徴収された所得税額および復興特別所得税額は、当期の法人税額から控除することを選択する。

(4) 中間申告および中間納税については、考慮しないものとする。

※ 上記以外の条件は考慮せず、各問に従うこと。

《問57》 《設例》の〈X社の当期における法人税の確定申告に係る資料〉と下記の〈条件〉に基づき、X社に係る〈略式別表四（所得の金額の計算に関する明細書）〉の空欄①～⑦に入る最も適切な数値を、解答用紙に記入しなさい。なお、別表中の「\*\*\*」は、問題の性質上、伏せてある。

〈条件〉

- ・ 設例に示されている数値等以外の事項については考慮しないものとする。
- ・ 所得の金額の計算上、選択すべき複数の方法がある場合は、所得の金額が最も低くなる方法を選択すること。

〈略式別表四（所得の金額の計算に関する明細書）〉

（単位：円）

| 区 分                |                    | 総 額          |
|--------------------|--------------------|--------------|
| 当期利益の額             |                    | 17, 179, 160 |
| 加<br>算             | 損金経理をした納税充当金       | ( ① )        |
|                    | 減価償却の償却超過額         | ( ② )        |
|                    | 役員給与の損金不算入額        | ( ③ )        |
|                    | 交際費等の損金不算入額        | ( ④ )        |
|                    | 小 計                | ***          |
| 減<br>算             | 減価償却超過額の当期認容額      | ( ⑤ )        |
|                    | 納税充当金から支出した事業税等の金額 | 1, 220, 000  |
|                    | 小 計                | ***          |
| 仮 計                |                    | ***          |
| 法人税額から控除される所得税額（注） |                    | ( ⑥ )        |
| 合 計                |                    | ***          |
| 欠損金等の当期控除額         |                    | 0            |
| 所得金額又は欠損金額         |                    | ( ⑦ )        |

（注）法人税額から控除される復興特別所得税額を含む。

《問58》 前問《問57》を踏まえ、X社が当期の確定申告により納付すべき法人税額を求めなさい。〔計算過程〕を示し、〈答〉は100円未満を切り捨てて円単位とすること。

〈資料〉普通法人における法人税の税率表

|                                         | 課税所得金額の区分                     | 税率     |
|-----------------------------------------|-------------------------------|--------|
| 資本金または出資金<br>100, 000千円超の法人<br>および一定の法人 | 所得金額                          | 23. 2% |
| その他の法人                                  | 年8, 000千円以下の所得金額<br>からなる部分の金額 | 15%    |
|                                         | 年8, 000千円超の所得金額<br>からなる部分の金額  | 23. 2% |

《問59》 法人税および消費税に関する以下の文章の空欄①～⑥に入る最も適切な数値を、解答用紙に記入しなさい。なお、問題の性質上、明らかにできない部分は「□□□」で示してある。

- I. 〈中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例（以下、「本特例」という）〉

「本特例は、中小企業者等が取得価額30万円未満の減価償却資産（少額減価償却資産）を取得等して事業の用に供した場合に、一定の要件のもと、その取得価額に相当する金額を損金の額に算入することができる特例です。本特例の適用対象となる中小企業者等とは、中小企業者または農業協同組合等で、青色申告書を提出するもの（通算法人を除く）のうち、常時使用する従業員の数が（ ① ）人以下（特定法人については、□□□人以下）の法人とされています。

なお、本特例により損金の額に算入することができる金額には限度額があります。X社のように事業年度を1年とする中小企業者等が本特例の適用を受ける場合、その事業年度における少額減価償却資産の取得価額の合計額が（ ② ）万円を超えるときは、その取得価額の合計額のうち（ ② ）万円に達するまでの少額減価償却資産の取得価額の合計額が限度となります」

- II. 〈消費税の確定申告・中間申告〉

「消費税の課税事業者が簡易課税制度を選択しない場合において、消費税の納付税額の計算にあたっては、課税期間中の課税売上高が5億円以下、かつ、課税売上割合が（ ③ ）%以上のときは、課税期間中の課税売上に係る消費税額からその課税期間中の課税仕入等に係る消費税額の全額を控除します。一方、課税期間中の課税売上高が5億円超または課税売上割合が（ ③ ）%未満のときは、『個別対応方式』または『一括比例配分方式』のいずれかの方式によって計算した仕入控除税額をその課税期間中の課税売上に係る消費税額から控除します。

課税事業者である法人は、原則として、課税期間ごとにその課税期間の終了の日の翌日から（ ④ ）カ月以内に、納税地を所轄する税務署長に消費税の確定申告書を提出しなければなりません。ただし、法人税における『確定申告書の提出期限の延長の特例』の適用を受ける法人は、その提出期限を1カ月延長することができます。

また、直前の課税期間の確定消費税額（年税額。地方消費税額を除く）が（ ⑤ ）万円を超える事業者は、原則として、消費税の中間申告書の提出が必要となります。ただし、消費税における課税期間の特例の適用を受けている場合は、中間申告書の提出は不要です。課税期間の特例とは、事業者の選択により、課税期間を3カ月ごとまたは（ ⑥ ）カ月ごとに区分して短縮することができる特例であり、法人の場合は、事業年度の初日から3カ月ごとまたは（ ⑥ ）カ月ごとに区分した各期間を1つの課税期間とすることができます」

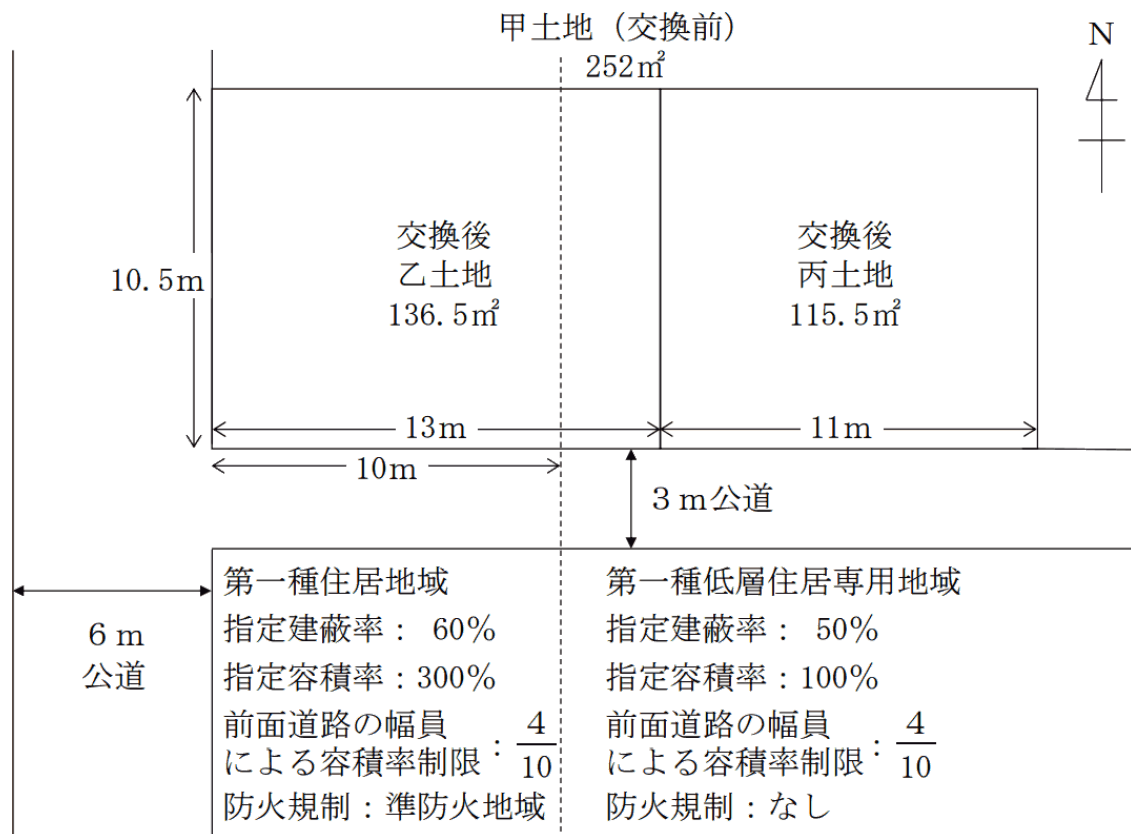
【第4問】 次の設例に基づいて、下記の各問（《問60》～《問62》）に答えなさい。

《設 例》

甲土地の借地権者であるAさんは、甲土地にある自宅で妻と2人で暮らしている。Aさんが自宅の建替えについて検討していたところ、甲土地の貸主（地主）であるBさんから、甲土地を乙土地と丙土地に分割して、乙土地部分をAさんが取得し、丙土地部分をBさんが取得するように借地権と所有権（底地）を交換したいとの提案を受けた。Aさんは、借地権と所有権（底地）を交換した場合の自宅の建替えについて検討することにした。

甲土地および交換後の乙土地、丙土地の概要は、以下のとおりである。

〈甲土地の概要〉



- 甲土地は252m<sup>2</sup>の長方形の土地であり、交換後の乙土地は136.5m<sup>2</sup>、丙土地は115.5m<sup>2</sup>の長方形の土地である。
- 交換後の乙土地のうち、第一種住居地域に属する部分は105m<sup>2</sup>、第一種低層住居専用地域に属する部分は31.5m<sup>2</sup>である。
- 幅員3mの公道は、建築基準法第42条第2項により特定行政庁の指定を受けた道路である。3m公道の道路中心線は、当該道路の中心部分にある。また、3m公道の甲土地の反対側は宅地であり、がけ地や川等ではない。
- 交換後の乙土地は、建蔽率の緩和について特定行政庁が指定する角地ではない。
- 指定建蔽率および指定容積率とは、それぞれ都市計画において定められた数値である。
- 特定行政庁が都道府県都市計画審議会の議を経て指定する区域ではない。

※ 上記以外の条件は考慮せず、各問に従うこと。

《問60》不動産の取得に係る税金および「固定資産の交換の場合の譲渡所得の特例」に関する以下の文章の空欄①～⑦に入る最も適切な語句または数値を、解答用紙に記入しなさい。

I. 〈不動産取得税、登録免許税〉

「借地権との交換により土地（底地）の所有権を取得した場合、原則として、不動産取得税が課されます。また、所有権移転登記をする場合、登録免許税が課されます。

Aさんが2025年中に乙土地の所有権を取得した場合、不動産取得税の課税標準は、乙土地の価格の（ ① ）分の1の額となり、標準税率は、『住宅の取得及び土地の取得に対する不動産取得税の税率の特例』が適用されることにより（ ② ）％となります。なお、Aさんが2025年中に乙土地上に自宅（戸建て住宅）を新築する場合、その床面積が50㎡以上240㎡以下であり、かつ、認定長期優良住宅に該当するときは、当該自宅について、不動産取得税の課税標準となるべき価格から最高（ ③ ）万円を控除することができます。

また、登録免許税について、交換により取得した乙土地の所有権移転登記に係る税率は（ ④ ）％となります。なお、建物の所有権（ ⑤ ）登記に係る税率は、原則として0.4％とされていますが、乙土地上に新築する自宅が認定長期優良住宅に該当し、所定の期間内に自宅の建物に係る所有権（ ⑤ ）登記をするときは、0.1％の軽減税率が適用されます」

II. 〈固定資産の交換の場合の譲渡所得の特例〉

『固定資産の交換の場合の譲渡所得の特例』の適用を受けるためには、交換譲渡資産と交換取得資産がいずれも（ ⑥ ）年以上所有されていたものであり、交換取得資産を交換譲渡資産の交換直前の用途と同一の用途に供する必要があります。

また、交換時における交換譲渡資産の時価と交換取得資産の時価との差額が、これらの時価のうちいずれか高いほうの価額の（ ⑦ ）％以内でなければなりません」

《問61》Aさんが、下記の〈条件〉で借地権と所有権（底地）を交換し、「固定資産の交換の場合の譲渡所得の特例」の適用を受けた場合、次の①および②に答えなさい。〔計算過程〕を示し、〈答〉は100円未満を切り捨てて円単位とすること。なお、本問の譲渡所得以外の所得や所得控除等は考慮しないものとする。

- ① 課税長期譲渡所得金額はいくらか。
- ② 課税長期譲渡所得金額に係る所得税および復興特別所得税、住民税の合計額はいくらか。

〈条件〉

〈交換譲渡資産〉

交換譲渡資産                               : 借地権（旧借地法による借地権）  
                                                      ※2012年10月に相続（単純承認）により取得  
交換譲渡資産の取得費               : 不明  
交換譲渡資産の時価               : 2,400万円（交換時）  
交換費用（仲介手数料等）: 80万円（譲渡と取得の費用区分は不明）

〈交換取得資産〉

交換取得資産               : 所有権（底地）  
交換取得資産の時価: 2,280万円（交換時）

〈交換差金〉

AさんがBさんから受領した交換差金: 120万円

《問62》交換後の乙土地に耐火建築物を建築する場合、次の①および②に答えなさい（計算過程の記載は不要）。〈答〉は㎡表示とすること。なお、記載のない事項については考慮しないものとする。

- ① 建蔽率の上限となる建築面積はいくらか。
- ② 容積率の上限となる延べ面積はいくらか。

【第5問】 次の設例に基づいて、下記の各問（《問63》～《問65》）に答えなさい。

《設 例》

非上場会社のX株式会社（以下、「X社」という）の代表取締役社長であるAさん（70歳）の推定相続人は、妻Bさん（67歳）、長男Cさん（42歳）、長女Dさん（39歳）の3人である。Aさんは、先日、専務取締役である長男Cさんから今後のX社の業績拡大に係る構想を聞いたことで、X社の経営を早期に長男Cさんに任せることを決めた。

Aさんは、所有財産について、長男CさんにX社株式を贈与し、長女Dさんには住宅取得資金の贈与をする予定である。また、妻Bさんには自宅と相応の金融資産を相続させたいと考えている。

X社に関する資料は、以下のとおりである。

〈X社の概要〉

- (1) 業種 電気工事業（従業員数12名）
- (2) 資本金等の額 1,000万円（発行済株式総数20,000株、すべて普通株式で1株につき1個の議決権を有している）
- (3) 株主構成

| 株主  | Aさんとの関係 | 所有株式数   |
|-----|---------|---------|
| Aさん | 本人      | 16,000株 |
| Bさん | 妻       | 1,000株  |
| Cさん | 長男      | 3,000株  |

- (4) 株式の譲渡制限 あり
- (5) X社株式の評価（相続税評価額）に関する資料

- X社の財産評価基本通達上の規模区分は「中会社の小」である。
- X社は、特定の評価会社には該当しない。
- 比準要素の状況

| 比準要素               | X社   | 類似業種 |
|--------------------|------|------|
| 1株（50円）当たりの年配当金額   | □□□円 | 9.0円 |
| 1株（50円）当たりの年利益金額   | □□□円 | 40円  |
| 1株（50円）当たりの簿価純資産価額 | 620円 | 590円 |

※ すべて1株当たりの資本金等の額を50円とした場合の金額である。

※ 「□□□」は、問題の性質上、伏せてある。

- 類似業種の1株（50円）当たりの株価の状況  
課税時期の属する月の平均株価 450円  
課税時期の属する月の前月の平均株価 460円  
課税時期の属する月の前々月の平均株価 470円  
課税時期の前年の平均株価 340円  
課税時期の属する月以前2年間の平均株価 370円

(6) X社の過去3年間の決算（売上高・所得金額・配当金額）の状況

| 事業年度    | 売上高      | 所得金額       | 配当金額  |
|---------|----------|------------|-------|
| 直前期     | 18,000万円 | 1,210万円（注） | 180万円 |
| 直前々期    | 18,500万円 | 1,080万円    | 160万円 |
| 直前々期の前期 | 17,500万円 | 1,000万円    | 140万円 |

（注）固定資産の売却による非経常的な利益金額200万円が含まれている。

(1) X社の資産・負債の状況

直前期のX社の資産・負債の相続税評価額と帳簿価額は、次のとおりである。

| 科目   | 相続税評価額   | 帳簿価額     | 科目   | 相続税評価額  | 帳簿価額    |
|------|----------|----------|------|---------|---------|
| 流動資産 | 14,500万円 | 14,500万円 | 流動負債 | 5,400万円 | 5,400万円 |
| 固定資産 | 8,200万円  | 6,200万円  | 固定負債 | 2,900万円 | 2,900万円 |
| 合計   | 22,700万円 | 20,700万円 | 合計   | 8,300万円 | 8,300万円 |

※ 上記以外の条件は考慮せず、各問に従うこと。

《問63》《設例》の〈X社の概要〉に基づき、X社株式の1株当たりの類似業種比準価額を求めなさい。〔計算過程〕を示し、〈答〉は円単位とすること。また、端数処理については、1株当たりの資本金等の額を50円とした場合の株数で除した年配当金額は10銭未満を切り捨て、1株当たりの資本金等の額を50円とした場合の株数で除した年利益金額は円未満を切り捨て、各要素別比準割合および比準割合は小数点第2位未満を切り捨て、1株当たりの資本金等の額50円当たりの類似業種比準価額は10銭未満を切り捨て、X社株式の1株当たりの類似業種比準価額は円未満を切り捨てること。

なお、X社株式の類似業種比準価額の算定にあたり、複数の方法がある場合は、最も低い価額となる方法を選択するものとする。

《問64》《設例》の〈X社の概要〉に基づき、X社株式の1株当たりの①純資産価額および②類似業種比準方式と純資産価額方式の併用方式による価額を、それぞれ求めなさい（計算過程の記載は不要）。〈答〉は円未満を切り捨てて円単位とすること。

なお、X社株式の相続税評価額の算定にあたり、複数の方法がある場合は、最も低い価額となる方法を選択するものとする。

《問65》 Aさんの相続等に関する以下の文章の空欄①～⑦に入る最も適切な語句または数値を、解答用紙に記入しなさい。なお、問題の性質上、明らかにできない部分は「□□□」で示してある。

I. 〈遺留分の額〉

「Aさんが遺言により、相続財産の大半を妻Bさんおよび長男Cさんに相続させた場合、長女Dさんの遺留分を侵害する可能性があります。仮に、遺留分を算定するための財産の価額が2億4,000万円である場合、長女Dさんの遺留分の額は（ ① ）万円となります。この遺留分を算定するための財産の価額には、被相続人が相続人に対して生前に行った贈与については、原則として、特別受益に該当する贈与で、かつ、相続開始前（ ② ）年以内にされたものの価額が算入されます」

II. 〈遺留分に関する民法の特例（以下、「本特例」という）〉

「Aさんが長男CさんにX社株式を贈与し、本特例の適用を受けると、Aさんの相続開始時において、X社株式の価額を、遺留分を算定するための財産の価額に算入しないこと（除外合意）や、遺留分を算定するための財産の価額に算入すべき価額を合意時における価額とすること（固定合意）ができます。なお、本特例の適用を受けるためには、妻Bさん、長男Cさんおよび長女Dさんが書面による合意をし、合意をした日から（ ③ ）カ月以内に（ ④ ）大臣の確認を申請し、その確認を受けた日から（ ③ ）カ月以内に家庭裁判所に申立てをして、その許可を受ける必要があります」

III. 〈直系尊属から住宅取得等資金の贈与を受けた場合の贈与税の非課税（以下、「本特例」という）〉

「長女Dさんが、Aさんから2025年中に住宅取得等資金の贈与を受け、その全額を充てて住宅用家屋を新築し、本特例の適用を受ける場合、本特例による非課税限度額は、新築した住宅用家屋が一定の省エネ等住宅であるときは（ ⑤ ）万円、省エネ等住宅以外であるときは□□□万円となります。長女Dさんが本特例の適用を受けるためには、原則として、住宅取得等資金の贈与を受けた年の翌年（ ⑥ ）までにその住宅用家屋に居住することまたは同日後遅滞なくその住宅用家屋に居住することが確実であると見込まれることや、その住宅用家屋の床面積が50㎡以上である場合には、贈与を受けた年の年分の所得税に係る合計所得金額が（ ⑦ ）万円以下でなければならないことなど、所定の要件を満たす必要があります」

## 《模範解答》

| 問番号                 | 解答                                                                                                     |
|---------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 第1問                 |                                                                                                        |
| <a href="#">問51</a> | ① 70(歳) ② 75(歳) ③ 65(歳) ④ 18(万円) ⑤ 6(月) ⑥ 150(万円)                                                      |
| <a href="#">問52</a> | ① 766,700(円) ② 1,026,560(円)                                                                            |
| <a href="#">問53</a> | ① 2(ヵ月) ② 20(日) ③ 2(年間) ④ 4(%) ⑤ 14(日) ⑥ 所得(割)                                                         |
| 第2問                 |                                                                                                        |
| <a href="#">問54</a> | ① 8.24(%) ② 6.18(%) ③ 376.36(%) ④ 34.46(%) ⑤ 162.66(倍)                                                 |
| <a href="#">問55</a> | ① 3時30分 ② ザラバ ③ 5(分間) ④ 成行(注文) ⑤ 普通分配金<br>⑥ 174,709(円)                                                 |
| <a href="#">問56</a> | ① 6.60(%) ② 6.16(%)                                                                                    |
| 第3問                 |                                                                                                        |
| <a href="#">問57</a> | ① 6,500,000(円) ② 200,000(円) ③ 5,000,000(円) ④ 10,100,000(円)<br>⑤ 300,000(円) ⑥ 40,840(円) ⑦ 37,500,000(円) |
| <a href="#">問58</a> | 7,723,100(円)                                                                                           |
| <a href="#">問59</a> | ① 500(人) ② 300(万円) ③ 95(%) ④ 2(ヵ月) ⑤ 48(万円) ⑥ 1(ヵ月)                                                    |
| 第4問                 |                                                                                                        |
| <a href="#">問60</a> | ① 2(分の1) ② 3(%) ③ 1,300(万円) ④ 2(%) ⑤ 保存(登記) ⑥ 1(年)<br>⑦ 20(%)                                          |
| <a href="#">問61</a> | ① 1,120,000(円) ② 227,500(円)                                                                            |
| <a href="#">問62</a> | ① 88(㎡) ② 270(㎡)                                                                                       |
| 第5問                 |                                                                                                        |
| <a href="#">問63</a> | 2,203(円)                                                                                               |
| <a href="#">問64</a> | ① 6,830(円) ② 4,053(円)                                                                                  |
| <a href="#">問65</a> | ① 3,000(万円) ② 10(年) ③ 1(ヵ月) ④ 経済産業(大臣) ⑤ 1,000(万円)<br>⑥ 3月15日 ⑦ 2,000(万円)                              |